

- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）……………14
- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）……………13
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百一十五号）……………1

改 正 案

現 行

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

専修学校	区分		月額
	(略)	(略)	
国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	(略)	(略)	(略)
（略）	(略)	(略)	(略)
（略）	(略)	(略)	(略)

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

専修学校	区分		月額
	(略)	(略)	
国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	(略)	(略)	(略)
（略）	(略)	(略)	(略)
（略）	(略)	(略)	(略)

則第十一條第一項を除き、以下同じ。)

(略) (略) (略)

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条及び第八条の二を除き、以下同じ。）。

二・三 （略）

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ。）。

（削る）

五 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の一第一項第一号の表において同じ。）。

六 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

（略）

（略）

（略）（略）

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条を除き、以下同じ。）。

二・三 （略）

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（以下同じ。）。

（）。

五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。

六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の一第一項の表において同じ。）。

七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の一第一項の表において同じ。）。

（略）

（略）

（略）（略）

2

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に

面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（次条において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

（新設）

第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料减免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一萬円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育

面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（第八条の二第三項において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令

行令（令和元年政令第 号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それが当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 特定通信教育受講者につき第八条の二第二項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条

第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に

掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

（学資支給金の額）

第八条の二 学資支給金の月額は、次の各号に掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

専門 高等	人国立高等専門学校機構及 き	私立の大学	区 分		月 額
			大学	地方公共団体、国立大学法人 人及び公立大学法人が設置す る大学	
自宅通学のと とき	自宅外通学のと とき	自宅通学のと とき	自宅通学のと とき	二九、二〇〇円	二九、二〇〇円
一七、五〇〇円	七五、八〇〇円	三八、三〇〇円	六六、七〇〇円		

（学資支給金の額）

第八条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下この条において単に「学資支給金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校（第四項において「支給対象校」という。）に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

専門 高等	人国立高等専門学校機構及 き	私立の大学	区 分		月 額
			大学	地方公共団体、国立大学法人 人及び公立大学法人が設置す る大学	
自宅通学のと とき	自宅外通学のと とき	自宅通学のと とき	自宅通学のと とき	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円		

学校		専修		私立の高等専門学校		年に限る。以下この表及び次項において同じ。)		立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年）	
学校	専修	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が設置する専修	のとき	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	のとき	のとき	自宅外通学	自宅通学
私立の専修学校	学校	のとき	のとき	のとき	のとき	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
のとき	自宅外通学	四〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

「大学」には、専攻科（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。）及び別科を含まない（以下「）の条において同じ。」。

国立大学法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は国若しくは国立大学法人が設置する専修学校に在学する者が授業料の減免を受けた場合におけるその者に対する学資支給金の月額については、前項の表各項の下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の範囲内で機構の定める額とする。

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

2

支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

大学	区 分	月 額
地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学		三三、三〇〇円
私立の大学		四一、五〇〇円

3 特定通信教育受講者に対する学資支給金の月額については、第一項の

表の大学の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が五〇、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通

学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

4

支給対象校に在学する者（その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であるものに限る。）が当該支給対象校に入学した月に支給される学資支給金の月額については、第一項の表各項の下欄又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定により機構の定める額にそれぞれ二四〇、〇〇〇円を加えた額とする。

高等専門学校	私立の高等専門学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校	三五、〇〇〇円
私立の専修学校	専修学校	三三、三〇〇円	四二一、五〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端

数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課すことができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計を維持する者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額 課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四

項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額に百分の六を乗じた額

の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

（学資支給金の支給の期間）

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令

（新設）

で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。)

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

（文部科学省令への委任）

第八条の四 前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（新設）

改 正 案

現 行

（法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産）

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号、第三項第三号又は第四項に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ・ロ （略）

二・三 （略）

（法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産）

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号又は第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ・ロ （略）

二・三 （略）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
<p>第二条</p> <p>(略)</p>	<p>第二条</p> <p>(略)</p>
<p>2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 号）第一条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。</p>	<p>2 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。</p>